

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年十一月十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜 原 徹

第五号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
令和二年十一月 六日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三田三千五百 二十番四	指定に係る道路の位置
五十二・五五	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)